

6 乍恐以書付御訴訟申上候(名主・忠左衛門我が俣にて、御林の松材木を刈り取るなど迷惑につき訴訟の旨)

(一六九二)
元禄五年八月(日欠)

【読み下し文】

恐れ乍ら書き付けを以て御訴訟申し上げ候

武州 柚木領 小野路村

同国 同村 訴訟人 惣百姓
相手 忠左衛門

一、武州 柚木領 小野路村 惣百姓、今度御訴訟申し上げ候儀は、名主 忠左衛門 数年我儘 仕り候故、惣百姓 共迷惑申し候、之れに依り、右の段々名主仕方共、荒増書き上げ申し候間、御穿鑿遊され下され候はば、有り難く存じ奉り候

一、当村御入国以来、富士山と申す御林 壱ヶ所御座候。先々御代官様より御当代迄、御林 大切に遊され、枯枝成共 百姓 取り申さず候様に、堅く仰せ付させられ候。然る所に、去る未の春、名主御林にて松材 木大分伐り取り、堰々橋々え相渡し、其の外長さ五、六間目、通三、四尺廻り松材 木伐り取り、百姓 人足にて引き取り、名主本家に角家座敷継ぎ出し、御用木にて我儘に造作 仕り、御用の外、郷人足名主方へ大分召し仕られ、惣百姓 困窮 仕り候御事

右の堰、人足書き上げ 仕り、扶持方願いの御訴訟 申し上げ候得ば、御慈悲を以て扶持 方下され候所に、百姓 方えは 壱粒も割り渡し申さず、其の外 荏・大豆の代 永下され候 由に御座候得共、百姓 方えは 割り渡し之れ無く、年々 取り込み 仕り候御事

一、近郷の名主、浅草御蔵え御城米納め申し候に付き、御公儀様 従り舟銭下され候所に、近郷の名主 中百姓 方え 舟銭 割り渡し申し候、忠左衛門儀は一切 割り渡し申さず候御事

一、郷御蔵屋敷の儀、惣百姓 見立てを以て、庄兵衛と申す者の地内、山川抱、成程 火事 盗人 共に用心 能き場所に御座候に付き、地代として 玄米 四斗宛、跡々より出し、竹木 持ち寄り御蔵 立て置き候 処に、名主我儘、已の年、右の郷 蔵府 中 領 売り、蔵代金も 名主 引き込み 仕り、其れ故、困窮の 百姓 又候 竹木 持ち寄り 名主 居家の岸に 四百人 余りの人足をかけ、自分の蔵 同前 相立て、右の 玄米に 壱倍の増しを かけ、撰米 八斗宛 毎年 取り申

され候に付き、弥百姓迷惑仕り候、勿論、地坪の儀は先御蔵地坪
と同前相見え申し候御事

一、五年以前辰のとし、名主江戸にて乗鞍買、其の代金惣百姓え割り掛
け、何方え参り候にも百姓・人馬共に呼び寄せ、二、三人宛供召し連
れ、何方へも参り候に付き、百姓難儀仕り候御事

一、御年貢御割付、百姓には毎年拝見致さず、其上、米の御皆済請け取
り手形出し申さず候故、御年貢何分に取り立て申され候哉、一円存ぜ
ず候御事

一、百姓相果て、其の子若年に候得ば、跡式等親類縁者にも構えさせ申
さず、其の百姓の跡潰し、田畑山屋敷名主支配仕り、尤も御高の儀
は名主持ち添え、伝馬諸役等惣百姓に割り掛け異儀無く相勤めさせ申し
候、かやう成る我儘、当分は申すに及ばず候上、跡々より数年御座候
に付き、当人は勿論其の一門等迄迷惑仕り候、此の儀、少も偽り御
座無く候御事

一、名主庭前坪構色々草木植え、其上、春中筑山つき泉水を堀り、玉川越
え、府中迄三里の処にて大石水、郷中大分の人足をかけ、地車にて二日
に引き取り申し候、右の筑山に立て置き申し候、御田地仕付の砌、惣
百姓大分仕らせ、此の段迷惑仕り、此の外名主我儘の儀数多に御座
候得ば、御紙面には及び難く候。段々目録書致し、差し上げ申し度、願
い奉り候御事

右の条々、名主年来我儘致され候に付き、大小の百姓困窮仕り候故、
抛無く御訴訟申し上げ候、これに依り御慈悲を以て、名主忠左衛門召
し出し、御穿鑿遊され下され候はば、偏えに惣百姓御助けと有り難く存
じ奉るべく候、以上

元禄五年

武州柚木領小野路村

壬申八月

半六印

御代官様

惣百姓